

訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を求める意見書

3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が令和6年4月から引き下げられたことに不安の声が広がっています。訪問介護はとりわけ独居の方をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスです。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率を引き上げているものであり、実態とかけ離れています。

また、令和6年1月～10月の訪問介護事業所の倒産件数は72件（東京商工リサーチ11月7日付け）と過去最多を更新しています。

訪問介護は特に人手不足が深刻です。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、介護職員の賃金は全産業平均を月額約7万円下回っており、改善とはほど遠いものです。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算によりカバーできるとしていますが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。このままでは介護人材の確保はますます困難となります。

よって国及び政府においては、訪問介護の基本報酬を引き上げ、介護事業を十分に支えられる報酬となる再改定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月3日

東金市議会議長 伊藤 博 幸

内閣総理大臣	石 破 茂 様
厚生労働大臣	福 岡 資 麿 様
財 務 大 臣	加 藤 勝 信 様